

・＜研究ノート＞：

1．F・コールターの「福祉とスポーツ政策」

内海 和雄

本稿は、福祉国家とスポーツ政策の関連について今最も活発に理論展開しているF・コールター教授の所論を検討するための準備作業である。

一 イギリスのスポーツ政策とスポーツ政策研究

拙著『イギリスのスポーツ・フォー・オール - 福祉国家のスポーツ政策 -』（不昧堂出版、2003年9月）と拙稿「イギリス福祉国家とスポーツ政策」（『一橋論叢』2002年2月）で、イギリスのスポーツ・フォー・オール政策とスポーツ政策研究の誕生について既に述べた。前者は60年代から70年代に掛けての高度経済成長に支えられた福祉国家の第2段階（福祉国家の充実期）に、国民の文化・芸術の権利保障と同時に社会統合的パターナリズムの一環として、すべての国民にスポーツへの参加を保障しようという「スポーツ・フォー・オール」として誕生した。イギリスは労働者階級排除を本質とするアマチュアリズムの誕生国であり、それはまたブルジョア個人主義のエートスを内包し、スポーツは個々人の責任で対応するものだとして国民大衆のスポーツ参加への国や公共自治体による条件整備を長く否定してきた。が、その桎梏も除去され始めようとしていた。

80年代になると、サッチャリズムによる福祉攻撃が激化し、また、60年代以降の自治体におけるスポーツ行政部門の拡張、それに伴う専門職の増大は、スポーツ政策研究の必要性を高め、これまでのスポーツ史や体育教育研究とは別に、スポーツ政策研究が誕生した。

二 F・コールターの位置と略歴

1 F・コールターの位置

F・コールターの70年代はイギリスのスポーツ政策の成長を見ながら学生、大学院生を過ごし、80年代に論文を執筆し始めた。そして福祉国家の一環としてのスポーツ政策を反映して、スポーツ政策における市民権を強く意識しながら、今日まで来た。つまりスポーツ政策研究の第一世代として成長した。それ故に、常に新たな問題に直面し、多くが未だに唯一の研究であるケースも多い。

しかし、一方で80年代のサッチャリズムによる新自由主義の導入により、福祉国家的政策だけから混合経済的な実態に移行するスポーツ政策と政策研究は、その現実をより直視する必要があるとして、機械的に市民権論をかざす「標準的な市民権パラダイム（Normative Citizenship Paradigm）」だけでは現実には把握できないと警告を発し始めたが、それが前者からは「新自由主義者」との誹りとなり、論争に至った。

ここに、今のイギリスにおけるスポーツ政策とその研究の混乱と苦悩の一端が示されている。こうした中で、F・コールターはあくまでも現実把握を強調している。

2 学歴・研究職歴

F・コールターは1946年に北アイルランドに生まれ、75年に北ロンドンポリテクニクで社会学士を取得した。77年にロンドン大学経済学部（LSE）で社会学修士を修め、その後職に就き、2002年にリーズメトロポリタン大学で博士号を取得した。

研究職歴としては、先ず北ロンドンポリテクニクの調査研究ユニットのリサーチフェローに就き（1978 - 81）、その後エディンバラ大学地

理学部ツーリズム・レクリエーションユニットの
リサーチフェローへ転任した(1982-83)。
そして同大学モウレイハウス研究所レジャー研究
センターへ移った(1984-86)。しかし、
80年代後半には再び北ロンドンポリテクニク、
レジャー・ツーリズム研究センターに所長として
戻った(1986-90)。90年にはエディン
バラ大学、レジャー研究センター所長となり、多
くの調査と研究を手がけた(1990-2003)。
2003年5月からスターリング大学スポ
ーツ政策研究教授として、転勤した。こうして、
彼はロンドンを中心とするイングランドとエディ
ンバラを中心とするスコットランドに拠点を移し
ながらも、全国を視野に入れながら、スポーツ政
策の基礎調査と研究に邁進してきた。

その傍ら、スポーツカウンシル・研究諮問グル
ープメンバーやカウンシル・オブ・ヨーロッパ「ス
ポーツと社会結合」ワーキンググループメンバー、
そしてスポーツスコットランド研究グループ議長
他、政策策定のための研究グループにも深く関わ
り、この分野の中心的な一人として活躍している。

三 F・コールターの研究概要

彼の研究は大きく、理論研究と調査研究とに分
けられる。それらは理論研究、調査研究である。
特に90年代はエディンバラ大学のレジャー研究
センターで、総額6億円に近い委託研究を受け入
れた。これはイギリスの大学が学外の諸資金を導
入する方式を採用し始めたことと無関係ではな
い。しかし、F・コールターの場合はそれで止ま
らず、この調査研究、委託研究の中に彼の理論研
究の素材を多く内在させて来たところにその卓越
さを示し、多くの実証に支えられた特徴がある。

1 F・コールターの研究変遷

F・コールターの研究領域と変遷は、1980
年代初頭は、レジャー社会学、レジャー専門職の
確立に関する理論研究が主となっている。そして
80年代後半からは、レジャー・スポーツ提供の
公共責任論、公共提供の理論的根拠を探究してい
る。そして主に、90年にエディンバラ大学に移

ってからは、多くの調査研究・委託研究を受託し
ながら、実態把握の方法論にも傾注し、それらの
実証を基礎に90年代後半からは再び公共性と市
場の混合経済関連多くの貴重な成果を残してい
る。

ここで、一点だけ断っておかなければならない
のは、F・コールターにおけるレジャー、レクリ
エーション、そしてスポーツの関連である。彼の
論文でも前2者の識別は明確ではない。従って、
ここではほぼ同義語として受け止めておきたい。
そしてスポーツはその内の一領域であるが、彼の
レジャー、レクリエーション研究の大半がスポ
ーツ領域でもある。

2 F・コールターの研究領域

理論研究

理論研究の領域としては、概ね以下の4つの領
域から構成されている。

- ・スポーツとレジャー政策
- ・スポーツ計画
- ・スポーツ行政と物価の意義
- ・スポーツ、社会的排除そして都市再開発

調査研究・委託研究

1990年から2002年まで、総額6億円近
い委託研究を受託しその実証的研究を通してな
一方での理論的な要素を抽出してきた。委託研究
ではあっても、テーマ、内容、方法はコールター
側からも提起された

研究所での委託調査、研究は1990年にエデ
ィンバラ大学へ転任してから2003年まで、約
38である。その領域も多義に渡っている。

四 機械的公共責任論の批判

ここでは、特にF・コールターの福祉国家とス
ポーツの公共による提供との関連に関する主張を
垣間見る。これは先の4つの研究領域全体にまた
がる基本テーマであり、全体を概観してからでな
いとまとめきれないが、彼自身の直接的な議論の
焦点、エッセンスは以下のようにまとめられる。

1 F・コールターの「福祉とスポーツ」

公共レジャー提供と社会的市民権

レジャー固有の理論と研究方法は必ずしも確立しているわけではないが、この間、福祉の一つの領域としては、どうにか確立してきた。とはいえ、行政におけるレジャー部門は福祉の中で未だその地位を確立しているとは言えない実態である。それは調査研究・委託研究を通してとも言えることである。

こうした経緯をふまえて、F・コールターはレジャー研究における「標準的な市民権パラダイム」の機械的な公共責任論の批判へと向かう。その骨格は既に1986-88年になされた『レクリエーション的福祉：レジャーにおける公共的提供の根拠』に示されており、概要を見ておきたい。

本書では、これまでの公共的レジャー提供の研究が「何を」「如何に」を中心に行われてきたが、「なぜ」という根本的理由を追究して来なかったとして、そのことを課題とした。そのため、T・H・マーシャルの市民的権利（18世紀）、政治的権利（19世紀）そして社会的権利（20世紀）という権利概念の発展の延長として、福祉国家の第2段階の「レジャー権」「スポーツ権」の承認を主張する、いわゆる「標準的な市民権パラダイム」を承認する。これは福祉国家の中で、特に70年代に大きく飛躍したスポーツ政策を反映して、多くの研究者の前提ともいえるべき思考となったものである。

しかし、特に80年代以降のサッチャリズムの中で、市場化が強力に推進され、現実には公共と市場との競合、あるいは混合経済の中で、国民、地域住民へのスポーツ提供もこれまでの公共一本槍でなく、商業的提供も増え、「公共的提供＝市民の積極性の保障」「商業的提供＝市民の消極的消費」という機械的な思考が未だに席卷していることに警告を発した。つまり、存在もしない公共的保障の空論を振り回すだけでなく、もっと実態に沿った研究の推進、つまり商業的提供の役割、意義の研究も推進する必要があると主張した。現実の正しい把握のために、「標準的な市民権パラダイム」を批判した。

しかし、この点で多くの「標準的な市民権パラ

ダイム」論者から「コールターは新自由主義者か」との誹りを受けることになった。この点は後述の論争に譲る。

公共レジャー提供、その手段論（外部効果と社会的包摂）

上記が、スポーツ・レジャーの市民権的主張とその具体化の側面であるとする、ここでの側面は公共的提供における場合の手段的活用、つまり社会問題対処のための利用である。特に反社会的行動の減少や、より多面的な「社会的包摂」の課題を社会調査も踏まえながら解明した。

入場料金と制限された市民権

参加阻害要因としてジェンダー、社会階級、民族性、入場料等が指摘されるが、F・コールターの場合、特に入場料問題についての実証研究に注目した。こうした実証研究はイギリスで唯一のものであり、貴重である。ここでの結論として、公共施設使用料の値上げは主要な阻害要因ではなく、常時使用する人はあまり気にせず、最初から使用しない人は、そもそも使用料金が原因で使用しないのではない。施設利用の理由、あるいはスポーツへの参加は生活信条、生活様式など、もっと別の問題が主要な原因を占めていると述べている。これに関わって、90年代当初から導入された自治体業務の強制競争入札（CCT）が、民営化の導入であるとする思潮の中で、それは目的・方法・評価の曖昧であった自治体業務により明確な評価制度を導入することにもなり、必ずしもマイナス面ばかりではないと、F・コールターは冷静に分析した。

2 論争：R・ディームからの批判

こうして、論陣を張り始めたF・コールターに対してR・ディームが次の2点で批判した。第1はジェンダーやレジャー研究はそれ自体として独自の領域として確立している、第2はコールターが不平等の現実を見ようとせず、あるべき社会論に欠ける現状追従的であり、もっと格差の原因追及とその是正のための研究に集中すべきである、と。本稿ではこの後者が主要な論点であり、そちらに焦点化する。

これに対し、F・コールターは反批判し、批判が抽象的であり、より具体的に、そして現実に即して議論しようと述べた。

3 両者の論点

F・コールターはR・ディームが批判するように不平等研究は古いとは明言していないし、すべて市場化で可能であるとも述べていない。

この両者の現状認識における共通性は、福祉国家的政策によるスポーツ、レジャー政策での公共的提供の現実が70年代のような楽天的現実ではなく、混合経済的現実となっている、ということである。

しかし、その現状の把握の上で、そして今後の方向性の上での解釈上、力点の置き場所が異なっている。つまり、F・コールターは混合経済を実態として受け入れ、保障し得ない公共責任の部分までも教条的に叫ぶのではなく、資本主義社会のスポーツ政策のあり方を探究すべきだと主張する。一方、R・ディーム（他、標準的な市民権パラダイム論者）は、あくまでも公共的責任の不十分さを指摘する。その一方でF・コールターの指摘するように商業的実態の分析はほとんど無視している。

五 福祉国家論とスポーツ政策研究の現状と課題

以上のような論争、及び諸理論は、スポーツ政策における公共責任と私的責任、公共性と市場、そこでのスポーツ政策の意義と役割などが問われている。その意味で、イギリスにおける福祉国家論とスポーツ政策の関連の到達点が垣間見える。これらは、福祉に関連する他領域と同様に、サッチャー政権以降の新自由主義政権下での苦悩を反映している。

F・コールターはスポーツ政策研究者のまさに第1世代として、実証と理論との結合に格闘しつつある人である。そしてスポーツの公共的提供の根拠について追究した数少ない一人である。その

必然として福祉国家との関連を追究することになった。

日本では現状ではスポーツの公共性論は未だ弱い。イギリスの場合、福祉国家を前提とした公共責任論が主流である。アマチュアリズムによって、大衆スポーツへの国家的介入が後進的であったイギリスが1960年のウォルフendenレポート以降の公共的責任論、つまり福祉国家の第2段階を経過して、スポーツ研究も、ようやくアマチュアリズムを克服しようとしていた。しかしスポーツ理論として、福祉国家論との関連、その公共責任、公共性論が深められたかといえば、全く逆である。スポーツ政策におけるその点の不十分さの克服が大きな課題である。

「論は現実的な実証を伴って論じる必要がある」が、F・コールターの場合、理論研究と実証研究の記述上の乖離があり、両者が必ずしも結合されていないように思う。F・コールターにおいても両者を結合した論述が問われているように思われる。それによって論はより積極的な説得力を有すると思う。

スポーツの市場化の実態研究がない。拙稿「新自由主義下のスポーツ政策 - 市場化と公共化の対抗 -」（『一橋論叢』2002年8月号）で分析した（日本の90年代）ように、同じスポーツでも、その使用する施設の特性によって市場化の可能なものと不可能なものに、はっきりと別れた。もし、後者をも強引に市場化すれば、それは必然的に文化の衰退を意味する。

こうして、スポーツには市場化に適さないものが多数あり、「市場化の実態」「市場の欠陥」の詳細な分析も必要のように思われる。そうでなければ、文化の奇形的発展を招きかねない。

概ね、以上のような課題が提起されると考える。

（付）『一橋論叢』2003年10月号の再録。引用、注は省略した。